

# 仙台若者会議「せんだいユースカウンスル」委員募集要項

せんだいユースカウンスル※<sup>1</sup>は、若い世代の柔軟な発想力や多様な価値観を本市の施策に反映することを目的とした会議です。

せんだいユースカウンスルの委員として、市で選任した学識経験者や様々な分野で活動する他の委員とともに、仙台市の様々な施策や事業について評価し、意見をとりまとめ、市長に報告をする会議に参加いただく方を募集いたします。

令和8年3月

仙台市 こども若者局 若者支援課※<sup>2</sup>

(令和8年4月1日から、組織名称が「こども若者政策課」に変更となります。)

## 1 募集人数

4名程度

## 2 申込受付期間

令和8年3月24日(火)から令和8年4月20日(月)【必着】

## 3 応募資格

次の全ての項目に該当する方

- ①令和8年4月1日時点において、18歳から39歳までの方
- ②仙台市に在住、在学又は在勤する方
- ③本市職員でない方
- ④任期開始時に本市の4を超える他の附属機関等の委員に就任していない方
- ⑤年5回程度、平日の日中に開催する会議(所要時間2時間程度)に出席できる方

## 4 任期

令和8年6月1日から2年以内

## 5 業務の概要

### (1) 業務

せんだいユースカウンスルの委員として会議に出席し、仙台市の施策や事業について検討を行います。

はじめに仙台市の施策に関連するテーマを設定して、施策を所管する担当部署から説明や情報提供を受けます。その説明を踏まえ、若者の視点から施策について、評価・分析を行い、会議で意見交換を重ねながら、今後求められる施策の方向性を検討し、意見として取りまとめて市長に報告をします。

### (2) 会議の委員構成

公募による委員のほか、学識経験者やまちづくり活動関係団体で活動する方など、12名程度。

### (3) 開催回数

年5回程度

### (4) 報酬金額(令和8年4月1日現在)

委員には、会議への出席ごとに、市が定める報酬が支給されます(令和8年4月時点では11,900円 ※支払時に2,140円を源泉徴収いたします)。

## 6 応募方法

公募委員申込書（様式1）※<sup>3</sup>※<sup>4</sup>を以下のいずれかの方法で提出してください。

### (1) せんだいオンライン申請サービス

右の二次元コードを読み取り、必要事項を入力の上、応募。

URL：<https://logoform.jp/form/3PrJ/1494579>

- ・公募委員申込書の内容をオンライン上のフォームに入力し、申請してください。



### (2) メール

仙台市ホームページより公募委員申込書をダウンロードし、メールにより提出。

<https://www.city.sendai.jp/kodomowakamonokikaku/sendaiyouthcouncilkoubo.html>

[ 提出先アドレス：kod006060@city.sendai.jp ]

- ・件名は「せんだいユースカウンスル委員の応募」としてください。
- ・添付ファイルには、任意のパスワードを設定してください。
- ・添付ファイルとパスワードは別メールにて送付してください。

※上記方法による提出が難しい場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

## 7 選考方法等

### (1) 選考方法

- 公募委員申込書により第1次選考（書類選考）を実施し、第1次選考の選抜者を対象として第2次選考（面接選考）を行います。
- 第2次選考（面接選考）は、5月11日（月）に実施する予定です。面接の日時・会場等の詳細については、第1次選考の結果、第2次選考対象となった方に対して、お知らせいたします。

### (2) 結果通知

- 第1次選考の結果は、応募者全員に通知いたします。4月30日（木）までに通知が届かない場合は、下記までご連絡ください。
- 第2次選考の結果は、面接対象者全員に対し、5月18日（月）までに通知いたします。

### 【 お問合せ 】

仙台市 こども若者局 若者支援課※<sup>2</sup>

（令和8年4月1日から「こども若者政策課」に組織名称変更）

電話：022-214-8687

Eメールアドレス：kod006060@city.sendai.jp



委員募集の  
詳細はこちら

※<sup>1</sup> こども基本法において、こどもや若者の意見を聴取し、施策に反映することが地方自治体の義務として定められていることから、若者の意見表明の機会を確保することを目的として、令和8年3月に設置した仙台市の附属機関等（協議会等）です。

※<sup>2</sup> 令和8年4月1日から、組織名称が「若者支援課」から「こども若者政策課」に変更となります。なお、電話やEメールアドレスは、上記問合せのとおりです。

※<sup>3</sup> 申込みの際に提出いただいた資料は返却いたしませんので、予めご了承願います。

※<sup>4</sup> 個人情報につきましては、目的以外に使用はいたしません。また、最終的に委員に決定された場合は、仙台市ホームページ等で氏名のみを公表させていただきます。